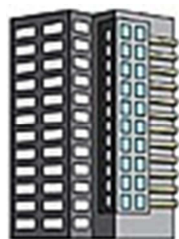


大規模な建築物や工作物の建築・補修を行う場合、事前に届出が必要となります。

(日南市美しいまちづくり景観基本条例第21条)



届出が必要な行為の対象及び規模

【対象】大規模な建築物等で、新築、改築、外観の過半にわたる色彩の変更を行う場合

【規模】下表のとおり

種 類		行為の内容
建 築 物		高さが15mを超えるもの、又は建築面積が1,000㎡を超えるもの
工作物	擁壁、垣、さく、門、塀、その他これらに類するもの	高さが3mを超えるもの
	煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さが6mを超えるもの
	コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さが15mを超えるもの
	高架水槽、サイロ、物見塔、石油タンク、ガスタンク その他これらに類するもの	高さが8mを超えるもの
	ゴルフ練習場、アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント その他これらに類するもの	敷地面積が3,000㎡以上のもの
	屋外における物品の集積又は貯蔵の用に供する施設 その他これらに類するもの	敷地面積が1,000㎡以上のもの

行為の基準等

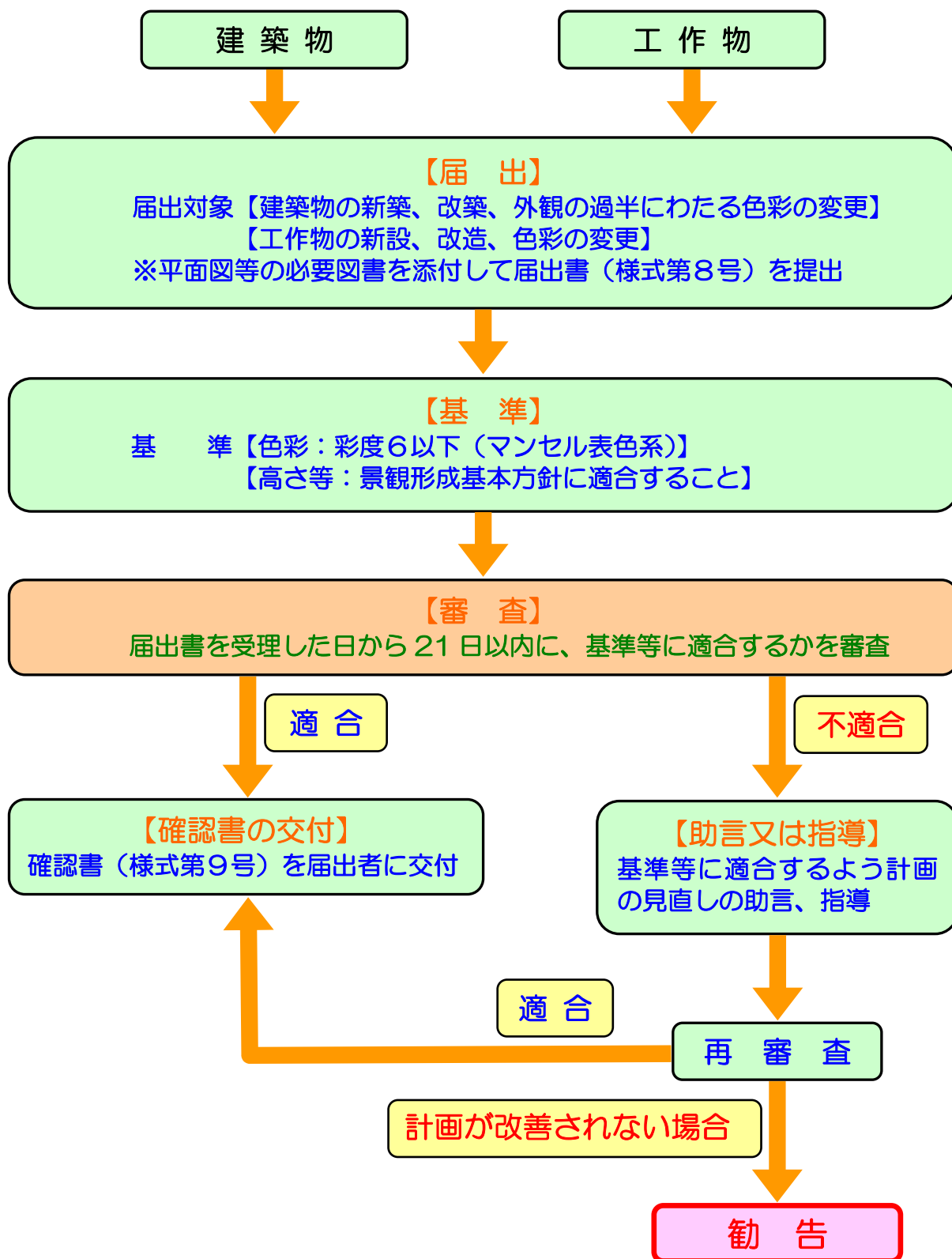
【色彩の基準】マンセル表色系による彩度6以下

【高さ、形態等】日南市景観形成基本方針に適合すること（周辺の景観との調和）

※当該届出に係る行為を行う場合は、基準等に適合するように努めなければなりません。

基準や基本方針に適合せず、周辺の景観を著しく阻害すると判断した時は、計画の見直しを行うよう、助言や指導又は勧告することがあります。

大規模建築物等の届出・手続きの流れ



《問い合わせ先》 日南市未来創生課未来創生係

〒887-8585 日南市中央通一丁目1番地1

(E-mail) mirai@city.nichinan.lg.jp

(TEL) 0987-31-1128

(FAX) 0987-23-1853

※条例、規則については市のホームページをご覧ください。

ホームページアドレスは → <https://www.city.nichinan.lg.jp>